

地方独立行政法人宮城県立こども病院
平成28年度の業務実績に関する評価結果

平成29年9月

地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会

目 次

第1	評価の視点	1
第2	全体評価について	
1	平成28年度業務実績全般の評価	2
2	診療事業及び福祉事業	2
3	成育支援事業・療育支援事業	2
4	予算、収支計画及び資金計画等	3
5	人事に関する計画	3
第3	項目別評価について	4
1	県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
(1)	診療事業及び福祉事業	
①	質の高い医療・療育の提供	5
②	患者・家族の視点に立った医療・療育の提供	5
③	患者が安心できる医療・療育の提供	6
(2)	成育支援事業・療育支援事業	7
(3)	臨床研究事業	8
(4)	教育研修事業	8
(5)	災害時等における活動	9
2	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
(1)	効率的な業務運営体制の確立	9
(2)	業務運営の見直し及び効率化による収支改善	10
3	予算、収支計画及び資金計画	
4	短期借入金の限度額	
5	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	
6	剰余金の使途	
7	その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	
(1)	人事に関する計画	11
(2)	職員の就労環境の整備	11
(3)	医療機器・施設整備に関する事項	12
別紙	地方独立行政法人宮城県立こども病院の業務実績に関する評価の考え方について〈抜粋〉	13
	地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会名簿	15

第1 評価の視点

「宮城県立こども病院」（以下「こども病院」という。）は、平成15年11月の開院以来、宮城県の小児医療システムの中核を担う周産期・小児医療分野の高度専門医療を集約的に提供する病院として、その役割を果たしてきた。こうした中で、病院の使命や理念のより確実な実現を図ること、継続的かつ安定的な医療を提供する観点から、運営形態を県立民営方式から地方独立行政法人に移行することとし、平成18年4月1日、「地方独立行政法人宮城県立こども病院」（以下「法人」という。）が設立された。

また、急性期から慢性期に至るまでの高度な医療・療育サービスの提供を行うことを目指し、平成27年4月1日に県立県営の医療型障害児入所施設である宮城県拓桃医療療育センター（以下「拓桃」という。）と運営主体を統合し、平成28年3月1日には拓桃がこども病院に移転し、一体的な運営が可能となった。

法人は、その担うべき役割を十分に認識し、その使命や理念の確実な実現を図ることが求められており、法人の設立団体である宮城県が設置する「地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会」では、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条の規定により、事業年度ごとに法人の業務実績について評価を行うことになっている。

平成28年度の法人の業務実績の評価は、宮城県知事が定めた法人が達成すべき業務運営に関する目標を踏まえ、別紙「地方独立行政法人宮城県立こども病院の業務実績に関する評価の考え方について」に基づき、法人が作成した地方独立行政法人宮城県立こども病院中期計画（以下「中期計画」という。）及び地方独立行政法人宮城県立こども病院平成28年度計画（以下「年度計画」という。）の事項ごとに行ったものである。

なお、本評価に当たっては、法人から提出された業務実績報告に基づき、ヒアリング等を実施している。

第2 全体評価について

1 平成28年度業務実績全般の評価

こども病院の平成28年度業務実績については、全般において目標・計画を達成しており、安定した業務運営のために改善に取り組んでいる努力が認められる。

平成28年3月、こども病院に拓桃の機能を引き継いだ宮城県立拓桃園が開所し、このことにより、こども病院は小児・周産期の急性期から慢性期・リハビリテーション、在宅までを一貫して担う医療・福祉施設としてスタートした。

小児病院として必要と考えられる診療科がほぼ整備され、高度な医療が提供されている。

また、拓桃との統合による成育支援や在宅療養患者支援体制の整備により、新たな展開が期待される。

2 診療事業及び福祉事業

新生児の入院患者数の増加、総合診療科の新規入院患者数の増加、心臓血管外科手術数増加、診療ごとの業務実績の増加など、活発な診療状況が見られる。

また、拓桃との統合も円滑に完了し、小児の急性期から慢性期疾患まで対応できるようになりつつある。

3 成育支援事業・療育支援事業

こどもへの病名告知・病状説明、術前説明の際に、チャイルド・ライフ・スペシャリスト¹や子ども療養支援士²が同席し、医師の説明をこどもがより理解を深められるように支援し、継続して関わりを持つことで、こどもが抱く気持ちを受け止めながら、疑問を解消する支援を行って

¹ チャイルド・ライフ・スペシャリスト：病気や怪我で慣れない病院生活を送っているこどもに対し、その成長に合わせて病気や治療の理解を促し、不安やストレスを和らげる支援を行う資格者のこと。

² 子ども療養支援士：こどもは年齢によって理解できる内容や不安の程度が異なるため、病気を恐れたり混乱しないよう、こどもの成長・発達に合わせ、正しい情報を伝えるなどの支援を行う専門職（非国家資格）のこと。

る点を高く評価したい。

4 予算，収支計画及び資金計画等

全般的に業務運営の改善及び効率化に努力していると考ええる。

しかしながら，病院経営的には厳しい状況が続いており，県民への実質的な負担もある。平成30年4月には診療報酬・介護報酬同時改定があることから，病院経営は更に厳しくなることが予測されるが，経営改善に向けた取り組みを進めていってほしい。

5 人事に関する計画

新たに障害者1名を雇用し，障害者雇用を推進した点は評価したい。

また，拓桃の業務を適正に運営するため，業務に精通した宮城県からの派遣職員の配置や，移転統合後に安定的な療育サービスが提供できるように，こども病院の看護師等の計画的な人事異動を実施したことは評価できる。

第3 項目別評価について

項目別評価については、下記5段階の判定基準により、13の項目ごとに評価を行った。

【判定基準】

判定基準	判定結果数
「S」：中期計画・年度計画を大幅に上回っている。	0
「A」：中期計画・年度計画を上回っている。	12
「B」：中期計画・年度計画に概ね合致している。	1
「C」：中期計画・年度計画をやや下回っている。	0
「D」：中期計画・年度計画を下回っており、大幅な改善が必要。	0
合計	13

【項目別評価】

項目名	判定結果
1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
(1) 診療事業及び福祉事業	
① 質の高い医療・療育の提供	A
② 患者・家族の視点に立った医療・療育の提供	A
③ 患者が安心できる医療・療育の提供	A
(2) 成育支援事業・療育支援事業	A
(3) 臨床研究事業	A
(4) 教育研修事業	A
(5) 災害時等における活動	A
2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A
(2) 業務運営の見直し及び効率化による収支改善	A
3 予算、収支計画及び資金計画 4 短期借入金の限度額 5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 6 剰余金の使途	B
7 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	
(1) 人事に関する計画	A
(2) 職員の就労環境の整備	A
(3) 医療機器・施設整備に関する事項	A

1 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 診療事業及び福祉事業

① 質の高い医療・療育の提供

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

小児高度専門医療施設として、質の高い医療・療育の提供に努めたことを評価し、Aと判定した。

〔評価に当たっての意見，指摘等〕

〈高度で専門的な医療への取組及び政策医療の適切な実施〉

- 栄養サポートチーム（NST）において、栄養管理上問題のある症例の抽出・検討・回診等を行い、栄養管理の改善に努めている点の評価する。

また、障害児の肥満に悩む保護者の声を多く聞くが、肥満ワーキンググループを設置するなどその取り組みを評価する。

- 教育関係者や救命救急士に対し講演や実技を交えた講習会を行うほか、患者・家族への勉強会を行うなど、アレルギーの社会啓発活動に取り組んでいる点の評価する。

〈小児リハビリテーションの充実〉

- 言語聴覚士の特別支援学校への訪問指導，作業療法士による患者が通園している施設での療育支援研修会の開催などを通して，地域との連携を図っている点など評価する。

〈小児救急の充実〉

- 三次救急要請に関しては，約40件/年の受入不可能事例があるとのことであり，100%応需に向けて受入体制の整備を進めてほしい。

② 患者・家族の視点に立った医療・療育の提供

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

インフォームド・コンセント³及びインフォームド・アセント⁴を適切に実施し、患者・家族の視点に立った医療・療育の提供に努めたことなどを評価し、Aと判定した。

〔評価に当たっての意見、指摘等〕

〈分かりやすい説明と相談しやすい環境づくり〉

- ホームページについては、新たに「お家に帰る準備BOOK～医療的ケアを必要とするお子様のために～」が掲載されており、退院後の生活に不安を抱えた患者家族に対し、生活する視点で具体的に何をすべきかのきめ細やかな情報提供が行われている。
- MMW I N事業への参加や、ホームページ、ポスター、パンフレットの活用は進んでいる。

〈セカンドオピニオンの推進〉

- セカンドオピニオンの依頼に対し、診療科の専門医が適切に対応できたことは、患者・家族の視点に立った医療の提供に繋がっていると考える。しかし、セカンドオピニオン外来利用者は4名に留まっているため、今後は更なる情報の提供に努め、治療の選択肢の拡大に努めてほしい。

③患者が安心できる医療・療育の提供

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

委員会や研修会の実施を通して、医療安全対策や院内感染防止対策の充実を図るなど、患者が安心できる医療・療育の提供に努めたことなどを評

³ インフォームド・コンセント：診療に当たって、医療側が、患者に対して診断結果に基づく病状、治療の内容、目的、危険性、成功の確率及び他の治療方法などを説明し、患者の同意を得ること。患者の自己決定能力が前提となっており、未成年者などの場合には保護者へのインフォームド・コンセントも必要である。

⁴ インフォームド・アセント：小児患者の治療に際して、自己決定能力があるとはみなされない子供に対して、その理解力に応じて病名や、治療、検査、処置などの内容を分かりやすく説明し、本人の了解を得ること。

価し、Aと判定した。

〔評価に当たっての意見，指摘等〕

〈医療安全対策の充実〉

- インシデント報告件数が増加しているのは，医療安全に関する意識の向上と捉えられるが，インシデントレベル3 b以上の件数が増加していることから，インシデントの要因分析を行い，再発防止に向けて取り組みを強化されることを期待する。

〈院内感染防止対策の充実〉

- 感染防止対策においては，週1回の病棟ラウンドを励行し，課題があった場合のフィードバックと改善計画立案・評価のシステムを構築し，継続的にPDCAサイクルを回し，質改善に取り組んでいる。

(2) 成育支援事業・療育支援事業

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

チャイルド・ライフ・スペシャリストや子ども療養支援士，医療ソーシャルワーカーなどの各種専門スタッフと関係機関との連携，協力により，患者と家族の心理的・社会的支援に努めたことなどを評価し，Aと判定した。

〔評価に当たっての意見，指摘等〕

〈成育支援・療育支援専門職の育成向上と情報の発信/患者と家族の心理的・社会的支援〉

- 小児がん患者の入院治療で，拓桃支援学校の先生方や成育支援局スタッフ（保育士，チャイルド・ライフ・スペシャリストや子ども療養支援士，臨床心理士，ソーシャルワーカーなど）との連携を大切にしながらチーム医療を実施しており，また，「きょうだい支援」の研修会を開催するなど家族支援の更なる充実を図っている点を評価する。

〈在宅療養・療育支援の充実〉

- 各専門スタッフのスキルアップ，情報発信，啓発に努めており，また在宅医療への移行など療育支援の充実がみられる。

(3) 臨床研究事業

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

倫理委員会において，新たな臨床研究の承認に努めたことなどを評価し，Aと判定した。

〔評価に当たっての意見，指摘等〕

〈臨床研究の推進〉

- 各領域の質の高いサブスペシャリティ専門医の積極的な受け入れを評価する。
- 臨床研究は前年度からの継続も含め154件を実施している。その多くは，他施設との共同研究であり，エビデンスの集積や医療の質の向上に繋がっている。

(4) 教育研修事業

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

研修医，専門研修医を積極的に受け入れ，質の高い医療従事者の養成に努めたことなどを評価し，Aと判定した。

〔評価に当たっての意見，指摘等〕

〈質の高い医療従事者の養成〉

- 関連する多くの学会から教育研修施設としての認定を受けており，教育研修事業も活発になされている。

〈看護師，薬剤師，医療技術職員及び事務職員等の資質向上への支援〉

- 看護の質向上への支援が多岐にわたって行われている。その一つに「こども病院看護職員キャリア開発システム」がある。新キャリア開

発システムを平成28年度から運用開始した。レベルⅠ～Ⅳ計49名が審査を受け、レベルの取得の承認を得ることができた。また、看護の質向上において専門・認定看護師の存在は大きく、専門・認定看護師は合計5分野10名となっている。

(5) 災害時等における活動

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

災害用医薬品や患者用食料の備蓄や、災害医療研修会を開催し、災害時の対応に努めたことなどを評価し、Aと判定した。

〔評価に当たっての意見、指摘等〕

- 不審者の侵入などに備え、医療安全マニュアル「事故発生時の対応」を改正したとのことであり、万が一の事態への備えを強化している。
- 災害時であっても病院の機能を維持できるように災害用医薬品や患者用食料を7日分備蓄したことは評価できる。

2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 効率的な業務運営体制の確立

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

組織の改正や適正な職員の確保・配置を行い、効率的な業務運営体制の確立に努めたことなどを評価し、Aと判定した。

〔評価に当たっての意見、指摘等〕

〈効率的・効果的な組織の構築〉

- 理事会、病院運営・管理会議に基づき、部門長会議を月1回行うなど、適切に業務運営の効率化を図っており、中期計画・年度計画を上回っている。

〈職員の配置〉

- 業務に精通した県からの派遣職員2名を配置し、拓桃移転統合後の業務を円滑に行った。

(2) 業務運営の見直し及び効率化による収支改善

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

病床コントロールを行い、病床の効率的な利用の推進に努めたことや病連携や病診連携の推進などにより、新規患者数の増加に努めたことなどを評価し、Aと判定した。

〔評価に当たっての意見、指摘等〕

〈医療資源の有効活用〉

- 空き室情報の集約化、稼働モニタリングなどに努め、日帰り入院の増加など良好な結果を得ている。

〈収益確保の取組〉

- 医業収入の増加や患者数の増加は、DPC導入の影響と思われる。
- 全般的に業務運営の改善及び効率化に努力していると考ええる。
- 損益分岐点を超えるよう、患者獲得に向けた取り組みを進めてほしい。

3 予算、収支計画及び資金計画 4 短期借入金の限度額 5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 6 剰余金の使途

〔判定結果〕

B

〔判定理由〕

営業費用や臨時損失が増加したものの、支出の抑制・削減や医業収益の増加に努めたことなどを評価し、Bと判定した。

〔評価に当たっての意見、指摘等〕

- 増収及び支出の抑制に向けて、更なる取り組みが必要であると

考える。

- 過去4期にわたり、目標である経常収支比率100%を下回っている。独立行政法人は、利益の獲得を目的とした法人ではないものの、経常収支比率が長期にわたって100%を下回る場合は、資金繰りが悪化し、事業の継続性に問題が生じる可能性がある。

7 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

(1) 人事に関する計画

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

専門性の向上に配慮した人材の確保や人事評価による給与決定に努めたことなどを評価し、Aと判定した。

〔評価に当たっての意見、指摘等〕

〈方針〉

- 障害者を新たに1名雇用し、障害者雇用を推進した。

〈人事評価システムによる人材育成の推進〉

- 人事評価による給与決定は評価する。

(2) 職員の就労環境の整備

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

職員の健康相談・メンタル相談の実施や院内保育所の整備着手など、職員の就労環境の整備に努めたことなどを評価し、Aと判定した。

〔評価に当たっての意見、指摘等〕

- 労働安全衛生法に基づきストレスチェックは実施されているが、メンタル不調者への支援や、メンタルの強化やストレスコーピングなどの研修も企画されると尚良いと考える。

- 院内保育所の整備についての具体的動きが始まったとのことだが、子育て中の職員の就労環境をよくするには院内保育所の設置が不可欠である。

(3) 医療機器・施設整備に関する事項

〔判定結果〕

A

〔判定理由〕

各部署とのヒアリング，医療機器・診療材料検討委員会で審議・決定を経て適切な整備に努めたことなどから，Aと判定した。

〔評価に当たっての意見，指摘等〕

- 医療機器整備計画に基づき，適正に審議・決定され，整備が進められたのでA評価とした。

[別 紙]

地方独立行政法人宮城県立こども病院の業務実績に関する 評価の考え方について〈抜粋〉

平成19年1月29日
一部改正平成28年7月4日
地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会

この「評価の考え方」は、地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会（以下「委員会」という。）が行う地方独立行政法人宮城県立こども病院（以下「法人」という。）の業務実績評価の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 評価の基本方針

法人の業務運営の改善やサービス水準の向上等に資するため、法人の業務に関し、公共性及び透明性を確保するべく、県民の視点に立って、財務評価のみならず、社会的な観点からも評価を行うこととし、その評価の種類は、次の2つとする。

(1) 各事業年度に係る業務の実績に関する評価

当該事業年度における中期計画の実施状況の調査・分析をし、当該事業年度における業務の実績の全体について総合的に評価するものとする。

(2) 中期目標に係る業務の実績に関する評価

当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査・分析をし、当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的に評価するものとする。

2 各事業年度に係る業務の実績に関する評価の方法

中期計画等に掲げた項目ごとに行う「項目別評価」と業務実績全体の状況について行う「全体評価」の2つを併せて行うものとする。

(1) 項目別評価

項目別評価は中期計画及び年度計画の個別項目ごとの進捗状況について、次により評価するものとする。

① 業務の実施状況を幅広く把握し、可能な限り客観的な評価の実施に努める。

〈留意点〉

*業務実績の目標数値がある場合にはその達成度合、定性的な目標の場合には具体的な業務実績を把握して評価する

*業務実績については、数量だけで判断するのではなくその質についても考慮する

*業務実績に影響を及ぼした要因、予期せぬ事情の変化等についても考慮する

*業務実績と中期計画・年度計画との間に乖離が生じた場合にはその発生理由等を把握し、その妥当性等について評価する

*予算・収支計画について実績と計画との間に大きな差異がある場合にはその発生理由等を把握し、その妥当性等について評価する

*経年比較が可能な事項については、適宜その結果を参考にして評価する

*財務内容の評価に当たっては、法人から提出される財務諸表等を参考とする

② 判定基準として、以下の5段階で評定し、原則としてその理由を付記する。

〈判定基準〉

「S」：中期計画・年度計画を大幅に上回っている

「A」：中期計画・年度計画を上回っている

「B」：中期計画・年度計画に概ね合致している

「C」：中期計画・年度計画をやや下回っている

「D」：中期計画・年度計画を下回っており、大幅な改善が必要

(2) 全体評価

全体評価は、(1)の項目別評価の結果を踏まえ、次のような観点から中期計画の進行状況や達成度について、記述式により評価するものとする。

- ① 法人の設立目的に照らし、業務により得られた成果が、県民の健康の確保及び増進にどの程度寄与されたか。

〈留意点〉

* 周産期・小児医療分野における高度専門医療及び高度な療育サービスの集約的な提供や県全体の周産期・小児医療、療育水準の向上を図るといった、県の担うべき、政策医療・療育が確実に実施されているか

* 患者・家族の視点に立った県民に満足される安心・安全で質の高い医療・療育の提供、質の高い医療従事者や療育関係職員の養成に努めるなど、県民の医療・療育需要の変化に的確に対応するための取り組みを行っているか

- ② 地方独立行政法人制度の基本理念である公共性、透明性及び自主性の視点から、適正かつ効率的に業務を実施されたか。

〈留意点〉

* 県民に対する説明責任を重視し、病院・施設の運営状況等を明らかにするよう努めるなど、透明性が図られているか

* 目標とする業績を達成できるよう、法人の業務・組織の全体的な効率化が図られているか

* 法人としての利点を生かした自律的・弾力的な業務運営がなされているか

(3) 具体的な実施方法

次の手順により評価を行うものとする。

① 法人

◇ 毎年6月末までに前年度の業務の実績を明らかにした報告書を作成し、委員会へ提出する。

◇ 業務実績を自己点検し、その状況を項目ごとに自己評価（(2)の②の判定基準を準用し、評価に至った理由等を付記）するとともに、委員会における評価の際に参考となるよう、必要に応じ、関係する客観的な資料を提出する。

② 委員会

◇ 法人の自己点検・評価等を踏まえ、法人からのヒアリングなどを通じ、調査・分析をし評価を行う。

◇ 評価（案）を作成し、法人に提示するとともに、評価（案）に対する申し出の機会を付与する。

◇ 評価結果を決定したときは、その内容を法人に通知するとともに、必要があると認めるときは、業務運営の改善その他の勧告をする。

◇ 法人への通知に係る事項を県に報告するとともに、公表する（県はその旨を議会に報告する）。

地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会 名簿

【評価委員会委員】

(五十音順・敬称略)

氏 名	職 名 等	備 考
荒 ひろみ	患者・家族の代表	
大 村 清	社会福祉法人なのはな会 仙台市なかよし学園長 兼あおぞらホーム園長	
奥 村 秀 定	公益社団法人宮城県医師会常任理事 (虹の丘小児科内科クリニック院長)	
木 村 芳 孝	東北大学大学院医学系研究科・医工学研究科教授	副委員長
土 屋 滋	学校法人東北文化学園大学理事長 兼東北文化学園大学長	委員長
増 子 はるみ	仙台市赤十字病院看護部長	
八 島 徳 子	公認会計士	